

第三者からの情報取得手続申立書（給与）

東京地方裁判所民事第 2 1 部御中

令和 年 月 日

申立人

印

電 話 ー ー
F A X ー ー

(担当 ー)

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者とその支払をせず、下記の要件に該当するので、第三者に対し債務者の給与債権に係る情報（民事執行法 206 条 1 項）の提供を命じるよう求める。

記

- 1 民事執行法 197 条 1 項の要件（該当する□に✓を記入してください。）
 - 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より 6 月以上前に終了したものを除く。）において、金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
 - 知っている財産に対する強制執行を実施しても、金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。
- 2 民事執行法 205 条 2 項の要件
 - 財産開示事件の事件番号
地方裁判所 平成・令和 年（財チ）第 号
 - 財産開示期日 平成・令和 年 月 日
- 3 民事執行法 206 条 1 項の要件（該当する□に✓を記入してください。）

申立人は、次の請求権について執行力のある債務名義の正本を有する。

 - 民事執行法 151 条の 2 第 1 項各号に掲げる義務に係る請求権
 - 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

(添付書類) (該当する□に✓を記入してください。)

- 執行力のある債務名義の正本 通
- 同送達証明書 通
- 同確定証明書 通
- 資格証明書 通

- 住民票 通
 通

(証拠書類) (該当する□に✓を記入してください。)

1 民事執行法197条1項1号の主張をする場合
(同号の証明資料)

- 配当表写し
 弁済金交付計算書写し
 不動産競売開始決定写し
 債権差押命令写し
 配当期日呼出状写し

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産開示期日が実施されたことの証明書
 財産開示期日調書写し
 財産開示手続実施決定写し

2 民事執行法197条1項2号の主張をする場合
(同号の疎明資料)

- 財産調査結果報告書及び添付資料

(民事執行法205条2項の証明資料)

- 財産調査結果報告書添付資料のとおり
 財産開示期日が実施されたことの証明書
 財産開示期日調書写し
 財産開示手続実施決定写し

当 事 者 目 録

〒100-0001 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号（送達場所）

申 立 人 甲 野 太 郎

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒100-0001 東京都〇〇〇区△△△〇丁目〇番〇号

1月1日時点で債務者の住所がある市区町村を記入。前年の勤務先が提供される*

第 三 者 〇 〇 〇 区

代 表 者 区 長 丙 野 三 郎

〒100-0001 東京都〇〇〇市△△△〇丁目〇番〇号

第 三 者 〇〇共済組合

代 表 者 理 事 長 丁 野 四 郎

〒153-0001 東京都目黒区目黒本町〇丁目〇番〇号

（債務名義上の住所）東京都大田区西糀谷〇丁目〇番〇号

債 務 者 乙 野 次 郎

《債務者の特定に資する事項》

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 氏名の振り仮名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| (2) 生年月日 | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| (3) 性別 | 〇性 |
| (4) 旧住所 | 東京都〇〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 |
| (5) 旧姓 | 〇〇〇〇 |

振り仮名、生年月日、性別などが記載されないと、債務者の特定ができないことを理由に、「該当情報なし」と回答されるおそれあり

生年月日、旧住所、旧姓を記載する場合は、公的書類（住民票等）が必要

*発令時期（1月中の場合等）によっては、前年の1月1日時点で債務者の住所地がある市区町村を第三者とする必要がある場合があり、その場合は、さらにその前年の情報が提供される。

(記載例)

請 求 債 権 目 録

【記載例1 裁判所で作成された債務名義の場合の記載】

〇〇家庭裁判所平成〇〇年(家イ)第〇〇〇号事件の調停調書正本に表示された下記債権

【記載例2 公正証書の場合の記載】

〇〇法務局所属 公証人〇〇〇〇作成の執行力のある平成〇年 第〇〇号公正証書の正本に表示された下記債権

【記載例3 養育費の場合】

1 確定期限が到来している債権

金〇〇万円

ただし、申立人、債務者間の長男〇〇についての令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで1か月金5万円の養育費の未払分(支払期毎月末日)

2 確定期限が到来していない定期金債権

令和.....年.....月.....日から令和.....年.....月

(申立人、債務者間の長男〇〇が満20歳に達する月)まで、毎月末日限り、金5万円ずつの養育費

【記載例4 婚姻費用の場合】

1 確定期限が到来している債権

金〇〇万円

ただし、令和〇年〇月から令和〇年〇月まで、1か月 金5万円の婚姻費用の未払分(支払期日 毎月末日)

2 確定期限が到来していない定期金債権

令和〇年〇月〇日から離婚又は別居の解消に至るまでの間、毎月末日限り、金5万円ずつの婚姻費用

【記載例】

【記載事項】
 「1 財産開示手続の結果」(1頁目)から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」(6頁目)まであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出してください。
 ※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出(補正など)を求めています。

【記載上の注意事項】
 1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入してください。
 2 欄が足りないときは、適宜の用紙(A4版)を追加してください(その場合には、該当する欄に「別紙のとおり」と記載してください)。

財産調査結果報告書(個人用)

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 申立人(口代理人) ○ ○ ○ ○ 印

債務者 ○ ○ ○ ○ の財産を調査した結果(調査方法を含む)は、次のとおりです。

したがって、私の知っている債務者の財産に対して強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られません。

作成日(提出日ではない)、申立人(代理人)名及び押印、債務者の氏名を記入してください。

財産開示期日が実施されているか知らない場合は、アに☑してください。

ウに該当する場合は、疎明資料として、疎明資料一覧のうち「A 財産開示期日が実施されたことの証明書」を提出する場合には、「ウに☑し、※疎明資料として A を提出する」と記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
1 財産開示手続の結果		【財産開示手続関係】
次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		A 財産開示期日が実施されたことの証明書
ア <input checked="" type="checkbox"/> 過去3年以内に、債務者に対する財産開示期日が実施されていない。 (財産開示手続の申立てがあったが、取下げ、取消し、却下により終局した場合を含む)。 ⇒ 2ページ以下もすべて記入してください。		B1 財産開示期日調査(写し) B2 財産開示手続実施決定(写し)
イ <input type="checkbox"/> 過去3年以内に、債務者に対する財産開示期日が実施されたが、その後に、債務者が転居したか、または、新たに債務者の財産が判明した。 ※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】 ⇒ 2ページ以下もすべて記入してください。	振替貯金等 } なし 給与・不動産 } 全期日に債務者が不出題だった場合は、A又はB1+B2 期日に債務者が一度でも出題した場合は、A又はB1	
ウ <input checked="" type="checkbox"/> 過去3年以内に、債務者に対する財産開示期日が実施された。上記期日後に債務者が転居したことはなく、新たに判明した債務者の財産もない。 ※疎明資料として A を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】 ⇒ これで記入は終了です (2ページ以下を記入・提出する必要はありません)。	全期日に債務者が不出題だった場合は、A又はB1+B2 期日に債務者が一度でも出題した場合は、B1	

【注意】前の頁で、「ウ」を選択された方はこの頁以降の記載は不要です。

アに該当する場合で、疎明資料一覧のうち「C 不動産登記事項証明書」を提出する場合には「ア」に☑し、※疎明資料として C を提出する」と記載してください。

以下の項目の回答方法も同様に、該当項目に☑をして疎明資料一覧の符号(G, Hなど)を記載してください。

ウに該当する場合、ウに☑し、理由を具体的に記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
<p>2 債務者の住所地の不動産</p> <p>次のア、イのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。</p>		<p>【所有権確認関係】</p> <p>C 不動産登記事項証明書(3か月以内のもの)</p> <p>D 住居表示に関する説明書(末尾に書式あり)</p> <p>E 賃貸借契約書(写し)</p> <p>F その他、債務者の所有不動産ではないことを疎明する文書</p> <p>【評価額確認関係】</p> <p>G 固定資産評価証明書・公課証明書</p> <p>H 不動産業者の評価書・査定書(1年以内のもの)</p> <p>I その他、債務者所有の不動産に競売手続をしても無剰余(※)であることを疎明する文書(※強制執行をしても申立人に配当金が回らない見込みのこと)</p>
<p>ア <input checked="" type="checkbox"/> 債務者住所地の不動産(□土地・□建物)は、債務者の所有ではない。</p> <p>※疎明資料として <u> C </u> を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>C(原本)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ) 【Cが取得できないときは、EかFのいずれか】</p>	
<p>イ <input type="checkbox"/> 債務者住所地の不動産(□土地・□建物)は、債務者の所有であるが、この不動産では完全な弁済を得られない。</p> <p>評価額 _____ 円</p> <p>被担保債権額 _____ 円</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>C(原本)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ)</p> <p>G~Iのいずれか</p>	
<p>3 その他の場所の不動産</p> <p>次のア、イ、ウのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。 【※6か月以内の転居がある場合は、ア又はイを選択したうえ、旧住所について必ず記載してください。】</p>		
<p>ア <input type="checkbox"/> 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でないことが判明した。 調査した住所() この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・□)である。</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>C(写し可)及びD(ただし、住居表示が異なる場合のみ)</p>	
<p>イ <input type="checkbox"/> 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有であることが判明したが、この不動産では完全な弁済を得られない。</p> <p>調査した住所() この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・□)である。</p> <p>評価額 _____ 円</p> <p>被担保債権額 _____ 円</p> <p>※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</p>	<p>G~Iのいずれか</p>	
<p>ウ <input checked="" type="checkbox"/> 次の理由により調査が困難である。</p> <p>(理由記入欄)</p> <p>記載例1: 債務者と婚姻中に居住していた旧住所は賃貸マンションである。また、令和〇年〇月〇日に、債務者に電話をかけて所有する不動産について聞こうとしたが、教えることは何もないと言われ、一方的に電話を切られた。</p> <p>記載例2: この申立てに先立ち、共通の知人である××に問い合わせたところ、債務者が不動産を相続したという話を聞いたが、××も、その不動産が〇〇県にあるという以上の情報は知らなかった。</p> <p>記載例3: 債務者とは、本件交通事故の相手方というだけの関係であり、住所地以外の情報を知るべきがない。</p>		

【記載例】

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
4 債務者の給与(報酬・賃金等) 次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にシ点)、必要事項を記入してください。		【給与(報酬・賃金等)関係】 J 給与の債権差押命令正本(写し)、第三債務者からの陳述書(写し) K 債権配当事件の直近の配当表(写し) L 弁護士法照会による勤務先等からの回答書(写し) M 債務者の勤務先等に関する調査報告書その他の疎明資料
ア □ 債務者の給与(報酬・賃金等)は次のとおりである。 就業場所(所在地)→ 雇用者(会社名)→ 給与形態→ 年・月・週・日・不明 【※年取なら「年」に○を付すなど、該当するものに○を付してください。】 約 円・不明 【※知っている金額を記載してください。不明の場合は「不明」に○を付してください。】 ※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】	→ J~Mのいずれか	
イ □ 次の調査を行ったが、在職していなかった。 ※疎明資料として _____ を提出する。 【疎明資料一覧からアルファベットを選択】 (調査方法記入欄) 記載例: 婚姻中の債務者の勤務先に電話連絡したところ、令和〇年〇月頃にやめていた。その後は債務者とは連絡が取れない。	→ J, L, Mのいずれか	
ウ <input checked="" type="checkbox"/> 次の理由により調査が困難である。 (理由記入欄) 記載例1: 債務者とは、本件交通事故の相手方というだけの関係であり、住所地に連絡しても何も応答がなく、勤務先を知るすべがない。 記載例2: 債務者は取引当時は学生であり、当時の連絡先も変更されており、その後就職しているかを調べる事ができない。		

ウに該当する場合、ウにし、理由を具体的に記載してください。

【記載例】

ウに該当する場合、ウに☑し、理由を具体的に記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
5 債務者の預貯金 次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(口にし点), 必要事項を記入してください。		【預貯金関係】 N 預貯金の債権差押命令正本(写し), 第三債務者からの陳述書(写し) O 債権配当事件の直近の配当表(写し) P 弁護士法照会による金融機関からの回答書(写し) Q 債務者の預貯金に関する調査報告書その他の疎明資料
ア <input type="checkbox"/> 債務者の預貯金は次のとおりである。 <small>〔※欄が足りないときは適宜追加してください。〕</small> 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) ※疎明資料として _____ を提出する。 <small>〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕</small>	N~Qのいずれか	
イ <input type="checkbox"/> 次の調査を行ったが、預貯金がなかった。 ※疎明資料として _____ を提出する。 <small>〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕</small> (調査方法記入欄) 記載例: 婚姻中に債務者が使っていた預貯金口座は離婚時に解約しており、その後開設した口座は、何處連絡しても教えてくれない。	N, P, Qのいずれか	
ウ <input checked="" type="checkbox"/> 次の理由により調査が困難である。 (理由記入欄) 記載例1: 債務者とは、本件交通事故の相手方というだけの関係であり、取引銀行を知るすべがない。債務者との支払交渉や和解協議でも、預貯金口座に関する情報は得られなかった。 記載例2: 婚姻当時の債務者名義の預貯金口座はまだあるようだが、債務者が通帳を管理しており、残額を教えてくれない。 記載例3: 債務者との取引は現金授受だったので、債務者の預貯金口座は把握していない。債務者との支払の交渉や和解協議でも、預貯金口座に関する情報は得られなかった。		【その他の債権関係】 U 疎明資料

【記載例】

動産執行を行っている場合は、イに☑し、疎明資料一覧のうち「※疎明資料としてR」を提出する」と記入してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
6 債務者の動産(生活必需品を除く) 次のア、イのうちから一つを選択し(口にレ点), 必要事項を記入してください。		【動産関係】 R 動産執行の執行調査書 謄本(写し) S 動産に対する強制執行 手続の配当表写し T 債務者の動産に関する 調査報告書その他の 疎明資料
ア <input type="checkbox"/> 債務者の動産については知らない。		
イ <input checked="" type="checkbox"/> ※疎明資料として <u> R </u> を提出する。 <small>【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</small> (動産の品名・数量等) ●●1個(1万円相当)	R~Tのいずれか (あれば)	

調査しても分からない場合や調査が困難な場合は、アに☑してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
7 債務者のその他の財産(保険金, 株式, 売掛金, 貸付金, 暗号資産(仮想通貨)等) 次のア、イのうちから一つを選択し(口にレ点), 必要事項を記入してください。		【その他の財産関係】 U 債務者のその他の財産に関する調査報告書 その他の疎明資料
ア <input checked="" type="checkbox"/> 債務者のその他の財産(保険金, 株式, 売掛金, 貸付金, 暗号資産(仮想通貨)等)については知らない。		
イ <input type="checkbox"/> ※疎明資料として <u> U </u> を提出する。 <small>【疎明資料一覧からアルファベットを選択】</small> (財産の種類, 額等)	U	

【記載例】

疎明資料として提出した「不動産登記事項証明書」の表示と住居表示が異なる場合に作成してください。
次の1～3のうち、該当する項目の□にレ点を入れて、同欄に必要事項を記載してください。
物件ごとに1通作成してください。

住居表示に関する説明書

債務者 ○ ○ ○ ○ の 住所地・ 旧住所・ 事業所、店舗・]について

東京都内など、
住居表示と不動産登記簿上の所在地の表示が異なる場合があります。

異なる場合は、
該当項目に☑し、
住居表示と不動産登記簿上の所在地を正確に記載してください。

☑1	債務者の住所が、住居表示では、 「東京都 ○○区○○ 2-26-14 マンション101」 となっております。 <input checked="" type="checkbox"/> 東京法務局 <input type="checkbox"/> 地方法務局 <input type="checkbox"/> 支局・出張所において、 前記住所地の不動産登記事項証明書の交付申請をするべく地番を問い合わせたところ、登記表示の住所では、以下に該当するとの回答があり、以下の所在地の不動産登記事項証明書の交付を受けました。 「所在：東京都○○区○○二丁目95番地15. 家屋番号：○○2丁目95番15の101」
□2	別添のブルーマップ(住宅地図)の該当ページによると、 住居表示の住所が赤色でマーキングした部分であり、 登記表示の住所が青色でマーキングした部分になります。
□3	以下の方法で、住居表示の「東京都」は、 登記表示の「東京都」に 該当することを確認しました。